

報道関係各位

さいたま市と「災害時における施設等の提供協力に関する協定」を締結

株式会社ビバホーム（社長：坂本晴彦、さいたま市浦和区）は、3月30日（火）さいたま市と「災害時における物資の供給等に関する協定」を下記の通り締結いたしました。

【本協定の趣旨】

大規模災害発生時において、やむを得ない事情により自家用車を利用して避難する被災者に対し、一時的に「スーパービバホームさいたま新都心店」の駐車場の一部を開放する。

【災害時の支援活動】

1. スーパービバホームさいたま新都心店の駐車場の一部を一時駐車場所として避難者に提供すること。
2. 避難者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
3. 避難者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

スーパービバホームさいたま新都心店について



店内 防災用品売り場



災害時の充電サービスと給水サービス



スーパービバホームさいたま新都心店は、地域の皆様の防災拠点としての役割を担うべく、店内では防災用品の特設売り場を常時設け LCP（Life Continuity Plan:生活継続計画、災害が起きても普段通りの生活を維持できるように日頃から各家庭で備えておくこと。）の提案に注力しています。

また、店舗の災害対策設備として「自家発電設備」、「非常用給水設備」を完備しています。停電下においては資材、生活物資の販売及び充電サービスを行い、断水下には飲料水の給水サービス及びトイレの開放を行います。

お問い合わせ先

I R広報室 TEL：070-3161-8983（小林） 070-3192-5605（渡部）